

知的障害者旅客運賃割引規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、知的障害者が、単独でまたは介護者とともに、社線・連絡社線を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第2条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知（以下「事務次官通知」という。））により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に区分する。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者および定期乗車券を使用する12歳未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければな

らない。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種知的障害者および12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

注 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、社線・連絡社線の各駅相互間とする。

ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、次のとおりとする。

- (1) 社の鉄道線を乗車するときは、旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り割引の取扱いをする。
- (2) 社の鉄道線と連絡社線の鉄道とにわたって乗車するときは、旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する

場合に限り割引の取扱いをする。

(割引率)

第6条 知的障害者および介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

注 旅客鉄道会社線連絡となる場合であって、知的障害者が通学定期乗車券を購入するときは、旅客鉄道会社線区間について義務課程等の割引適用を受けないものに限り、その介護者の定期旅客運賃は割引の取扱いをする。【重複割引禁止】

(割引乗車券の購入申込みおよび発売方)

第7条 知的障害者が、割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書をもって、必要な乗車券の申込みをしなければならない。

2 前項の規定により、割引乗車券の購入申出があった場合は、療育手帳の記載事項を確認のうえ、相当の乗車券を発売する。

注 旅客鉄道会社等の他社においては、大人に対して発売する割引普通乗車券を、小児用の乗車券（表面には、所定の割引表示）によって発売する場合がある。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定によって購入した乗車券は、知的障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(旅客運賃払いもどしおよび乗車変更の制限)

第9条 第3条第2項の規定によって購入した乗車券の旅客運賃払いもどしおよび乗車変更は、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、共に行う場合でなければ取扱いをしない。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(旅客運賃の割引に対する表示)

第11条 知的障害者に対して発売する割引乗車券には、その証として、各券片の表面に次のように表示する。

(1) 単独で乗車する場合

ア ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

イ その他によって表示するもの



直径 4 mm

(2) 介護者とともに乗車する場合

ア 知的障害者に対する乗車券

a ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

b その他によって表示するもの



直径 4 mm

イ 介護者に対する乗車券

- a ゴム印によって表示するもの



直径 1 cm

- b その他によって表示するもの



直径 4 mm

ウ マルチ印刷発行機により発行するもの

- a 知的障害者に対するもの



一辺 4 mm

(定期乗車券については黒地に白抜き文字)

- b 介護者に対するもの



一辺 4 mm

(定期乗車券については黒地に白抜き文字)

注 介護付用旅客運賃割引証によって発行する知的障害者の小児定期乗車券は、旅客運賃の割引はしないが、乗車券面には、所定の表示をすること。

(その他の取扱方)

第12条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業に関する一般の規定による。

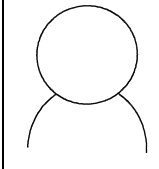
(参考)

療育手帳・見本

(1) 事務次官通知により示された様式

(2) 平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課事務連絡により示された様式

	東京都 第 1 2 3 4 5 号
	平成17年 4月 1日 交付
	氏名 東京 太郎 昭和60年 4月 1日生
見本	
東京都	
平成17年 3月31日心身障害者福祉センター 判定	

総合判定	4 度	合併障害	無
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		第2種 知的障害者	
本人住所	東京都新宿区戸山3-17-2 見本 電話 03-3203-6141		
保護者	氏名 東京 一郎	続柄	父
	住所 東京都新宿区西新宿2-8-1		
相談に応ずる機関	新宿区福祉事務所 ☎ 3209-1111 心身障害者福祉センター ☎ 3203-6141		

療育手帳 ○○県(市) 第 号	
氏名 交付	再交付
住所 性別	見本
保護者氏名 住所	写真 2.7 × 2cm
障害の程度(総合判定)	2種知的障害者
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	航空割引
判定年月日	判定機関
合併障害	身体障害 級
次の判定年月	公印 1.2 × 1.2cm

「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載されている、「第1種」「第2種」を確認のうえ割引を適用する。

○ 手帳確認時の注意事項

- ① 旅客運賃の割引適用については「旅客鉄道会社旅客運賃減額」欄の記載に基づき取扱う。手帳の障害程度等級や総合判定の度数での割引可否の判断はおこなわない。
- ② 「旅客鉄道会社旅客運賃減額」欄に第1種・第2種の記載のない場合は、手帳の発行者に確認し、必要な記載証明を受けるよう案内すること。(発行者への確認は本人がおこなう。また、記載証明がおこなわれるまでは、その手帳での旅客運賃割引は適用できない。)
- ③ 手帳は発行時期や発行自治体により、様式・手帳の名称・表紙の色等に差異があるので、必ず手帳の顔写真が貼付してある証明欄を確認すること。(名称例…「愛の手帳」「緑の手帳」等)